

## 解答・解説【発展篇】

**解答を参照するに際しての注意**：問題の問い方にかかわらず、各選択肢の内容が正しければ○、誤っていれば×としている。したがって、「誤って説明しているものはどれか」という場合には、×が正解となるので、注意されたい。なお、○の場合には特に留意するところなどを、×の場合には誤っている理由を、必要に応じて記載している。

### 練習問題 1-1

- ① 統制環境
- ② 情報と伝達
- ③ 統制活動
- ④ 統制環境
- ⑤ 統制環境
- ⑥ 監視活動
- ⑦ リスクの評価
- ⑧ 情報と伝達
- ⑨ 統制環境
- ⑩ 統制手続

### 練習問題 1-2

1. × COSO フレームワークでは、内部統制は株主の視点からとらえられており、従業員はもとより、経営者、経営者を監督する取締役会の仕組みの機能状況（プロセス）として理解されている。
2. ○
3. × 内部統制を評価するに際しては、内部統制の目的を任意に選択することができるが、内部統制の構成要素を任意に選択することは許されず、すべての構成要素に照らした総合判断をしなければならない。
4. ○
5. × COSO フレームワークにおける内部統制の構成要素は、**マネジメント・プロセスから「判断」・「意思決定」・「実行」にかかる部分を除いたうえで**、これらの部分が適切に行われるうえで必要と判断される一般的要因を抽出し、その内容に応じた名称を付して範疇化したものである。

練習問題 1-3

1. × 財務諸表監査における内部統制の評価の基本的目的は、「試査範囲の決定」（統制リスクの評価）である。会計帳簿・会計記録全般の信頼性についての証拠（状況証拠）は、「試査範囲の決定」（統制リスクの評価）といった目的に関連して行われた内部統制の評価の結果として形成されるものであり、会計帳簿・会計記録全般の信頼性を直接確かめることを目的とした内部統制の評価が行われた結果形成されたものではない。
2. ○
3. × 財務諸表監査において監査人が評価する内部統制は、財務諸表の信頼性を担保する内部統制領域であるが、内部統制報告書監査において監査人が評価する内部統制は、財務諸表を含む財務書類（有価証券報告書）を対象とし、前者よりも広義である。なお 2002 年 SOX 法のもとで評価される「財務報告に対する内部統制」（internal control over financial reporting）は「資産の保全」に対する内部統制を含んでいるという意味で「内部会計統制」（internal accounting control）であるが、わが国の金融商品取引法のもとでの「財務報告に係る内部統制」では「資産の保全」に係る内部統制は含まれない。
4. × 問 3 と関連した問題。金融商品取引法のもとで実施される内部統制報告書監査が対象とする「財務報告に係る内部統制」では、「不正や誤謬からの資産の保全」について合理的な保証を与える内部統制領域は含まれていない。

練習問題 2-1

1. ○
2. × 監査調書のレビューの目的は、「監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されていたかどうか」を確かめることにある。その目的のなかに、監査意見の形成を可能とする「合理的な基礎」が得られているかどうかを確かめることが含まれる、と理解しなければならない。
3. × 「重要な虚偽表示リスク」（AR）の変更を行った場合には、まずは、直近の四半期レビューに与える影響の有無（程度）を検討し、四半期レビュー計画を修正する必要があるかどうかを判断しなければならない。財務諸表監査計画への影響を検討することは当然である。
4. × 補助者への指示・指導・監督の手段として、「研修・教育」や「監査調書のレビュー」はもちろん基本的なものであるが、監査計画の策定も重要であることを認識する必要がある。  
『監査基準』は補助者の指示・指導・監督に果たす監査計画の意義に直接的には言及していないが、あえて関係を求めるとすると、「実施基準」における「二 監査計画の策定 1」であろう。
5. × 公認会計士法第 49 条
6. × ③は監査計画の策定と関係がない。

7. × ④は監査調書の査閲とは関係がない。

### 練習問題 3-1

1. × 送り状や領収書や検収書類が本物（真正）であるかどうかを調べる監査手続は、実査ではなく、証憑突合である。
2. ○
3. × 監査人が、被監査会社が顧客から入手した確認回答書（残高証明書）を入手して特定の監査要点の立証に利用した場合は、「確認」ではない。著者は「証憑突合」と理解する。「閲覧」でもないはずである。
4. × 勘定分析の適用が最も有効とされる勘定は固定資産勘定であり、当該勘定に記入すべきではない性質の異なる取引（収益的支出）が混入していないどうかを確かめるために適用される監査手続である。
5. × 「閲覧」ではなく「通査」である。
6. × もう1つ忘れてはならない目的がある。それは、会社の所有に属するすべての在庫品が棚卸の対象になっていることを確かめること、すなわち網羅性を確かめることである。
7. × 前段は正しいが、説明や回答内容が適切であるかどうかは、監査要点が求められるところによって異なり、常に実査や確認という監査手続に結びつくわけではない。
8. × 監査人は監査の過程において入手した書類の真正性を「職業的専門家としての正当な注意」を行使し判断することが求められる。「専門家の利用」という監査手続に直ちにつながるわけではない。他の文書との整合性や他の監査手続の結果を判断し、当該文書の真正性を否定する「反証」がない限り、真正なものとして利用することは許される。監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」（26項）参照されたい。

### 練習問題 3-2

償却固定資産の監査の中心は期中監査であり、期末監査ではない。期末監査は①償却費計算が適切に行われていること、②固定資産の減損処理が適切になされていることを検証することに尽きるといっても過言ではない。これに対して、期中監査において監査人が確かめるべき監査要点は極めて多い。①固定資産の取得、②固定資産の除却、③固定資産の売却、④資本的支出と収益的支出の区分、⑤期中における建設仮勘定の本勘定への振替などに関連して、適切な監査要点が設定される必要がある。さらには、固定資産の無償取得や固定資産の自家建設の場合もある。

## 練習問題 4-1

1. × 確定証拠（負の証拠）の問題なので、意見不表明とはならない。
2. × (○) 専門家の業務を利用したことを監査報告書に追記できるかどうかは、『監査基準』「第四 報告基準」の「七 追記情報」をどのように理解するかによって異なる。追記情報は限定列挙したものに制限的に理解すべきと考えるので、答えは×となる。しかし、「その他説明又は強調することが適当と判断した事項」を弾力的に考えると、専門家の業務の利用も状況によってはありうるかもしれない。ともかく、追記情報は保証との問題も関係し、非常に厄介な報告実務である。ここでは、一応×とする。「一応」としているのは、監査基準委員会報告書第14号「専門家の業務の利用」（16項）が監査報告書での追記を許容する取り扱いを示しているからである。しかし、その根拠は説得的なものではない。
3. × 金融商品取引法監査において、公認会計士が計算書類においてなされた注記内容と同じ内容の注記が財務諸表においてなされているかどうかを確かめることだけでは不十分である。当然のこととして、開示された当該損害見積額が妥当であることを確かめる必要がある。見積額が妥当でない場合には（確定証拠）、不適切な開示を理由にして限定意見（または不適正意見）を、当該見積額の妥当性を判断するための監査手続が実施できなかった場合には（証拠不確定）、限定意見（または意見不表明）を表明すべきであろう。なお、いずれの場合でも、当期の期間損益には影響を与えない「開示後発事象」であるので、「不適正意見」・「意見不表明」は現実的な選択肢ではないように考える。
4. × 前段は正しい。しかし、会計監査人監査報告書日後に発生した場合には、会社法上の対応では計算書類の修正はできないため「開示事項」として取り扱われる。そのため、会計監査人監査と金融商品取引法監査との整合性を保つため、後者においても、財務諸表の修正事項としてではなく、財務諸表の開示事項として取り扱われる。その開示が適切に行われていれば、無限定適正意見となる。
5. × 関連当事者の監査において求められている監査手続は、経営者などから提供された関連当事者が実在していることを確かめるだけではなく、すべての関連当事者が経営者によって報告されているかどうか（網羅性）を検証する必要がある。監査基準委員会報告書第34号「関連当事者の監査」6～7項参照。
6. ○
7. × 監査業務の実施者の判断と監査業務に係る審査担当者の判断との相違が解決できなかった場合には、「監査報告書を発行してはならない」とされている。品質管理基準委員会報告書第1号「IX 業務の実施」「3 監査上の判断の相違」を参照。
8. ○ 監査基準委員会報告書第1号「分析的手続」「第3 目的」⑤項を参照のこと。
9. × 「ただし」までの説明は正しい。他の監査人の監査の対象（財務諸表）が連結財務諸表全体において重要な割合を占めることを理由に、他の監査人の監査結果を利用した旨を監査報告書に追記することには問題が多い。連結財務諸表についての監査意見に対する責任は主

たる監査人が負うのであるから、この追記は読者を惑わすだけである。いずれにしても、情報提供機能と称して、監査人が保証の枠組みを超えて監査報告書において追記することには問題がある。問2と同じである。したがって、著者は×とする。

10. × 連結範囲と連結レベルの内部統制の評価対象会社の範囲とは必ずしも一致しない。連結子会社であっても、その売上高が金額的に非常に小さく、他の（複数の）連結子会社の売上高の合計が連結売上高の2/3に達している場合には、内部統制の評価対象としての「重要な事業拠点」とはならない。また、資本関係のない業務委託先であっても「重要な事業拠点」（内部統制の評価対象）となる可能性はあるが、連結範囲には入らない。

### 練習問題 5-1

1. × 「見積りプロセス評価主義」と「独自見積り主義」は二者択一的な関係にはない。前者を採用しつつ、状況に応じて後者を併用することも当然ありうる。
2. × 差額（未訂正）は単独でとらえるのではなく、他の差額（未訂正）と合算したうえで、監査人が当初設定している重要性の閾値内に収まっているか否かを判断する。  
**付記**：設問では、重要性の判断を行う時点が示されていないが、監査報告書の作成時点とした場合には、たとえ会計上の見積りに関する未訂正額が合計で重要性の閾値内に収まっていたとしても、他の財務諸表項目に関して虚偽表示金額がある場合には、それらと合算のうえ、最終的に、財務諸表上に重要な虚偽表示があるかどうかを判断することとなる。この判断経路は、次の問3の場合も同じである。
3. ○ 問2の付記を参照されたい。
4. × 特殊な専門知識を必要とする分野における「会計上の見積り」を監査する場合に、監査人自らの判断のみに依拠することなく、他の専門家の利用を検討すべきことは、『監査基準』が認めていることである。したがって、他の専門家の利用が監査報告書の概要区分において記載されることはない。監査結果に対する最終的責任を負うのは監査人であるので、他の専門家の判断の結果を利用するかどうかの判断、そして利用の結果に伴う判断は当然監査人が負うこととなる。
5. × 経営者見積額と監査人独自見積額との差額が監査人が設定した重要性閾値の下限を下回っても、それが未訂正である限り、他の虚偽表示金額や他の未訂正差額と合算して判断しなければならない。
6. × 当該見積りの対象とする財務諸表項目の固有リスクは高い。しかし、統制リスクについては、直ちに高いと判断できない。見積りに対する内部統制手続を判断する必要がある。もし、有効に機能する内部統制手続が用意されていれば、統制リスクは相対的に低くなる、と判断できる。
7. ○

練習問題 6-1

1. ○ 「金融商品取引法のもとで行われる」という限定があるので、正しい。内部統制監査という用語が言明の監査としての内部統制監査を常に意味するわけではない。
2. × 「不正・誤謬からの会社の資産の保全」という目的は、わが国の内部統制監査において評価される内部統制の目的からは外されている。
3. × 内部統制の機能状況についての公認会計士の評価は、年度末1回である。
4. ○ 内部統制報告書は有価証券報告書のなかに含まれるのではなく、有価証券報告書とは別に作成され、提出される。
5. ○ 財務諸表監査と内部統制監査を一体として実施するため、監査人は同一とされている。監査法人の場合、同一の監査法人であるばかりか、財務諸表監査と内部統制監査に従事する監査人（公認会計士）も同一である。

練習問題 6-2

1. ○
2. ○
3. × 「財務報告に係る内部統制」についての経営者の評価は、年度末において求められている。
4. × 内部統制報告書の提出が義務づけられている企業は、上場会社だけである。「流動性の高い流通市場をもつ有価証券」が流通していることが重要であり、「すでに発行している」という表現だけでは不十分である。また、有価証券報告書提出会社が内部統制報告書を任意に提出することは可能である。
5. × 「連結グループ全体」という部分は正しいが、整備状況についての経営者の言明となっているところが誤りである。「運用状況」が正しい。

練習問題 6-3

1. ○
2. × 内部統制監査を通じて明らかになった内部統制上の重要な欠陥は、財務諸表監査における統制リスクの評価に影響を与え、最終的には監査手続の内容や範囲に影響を及ぼす。反対に、財務諸表監査の過程で検出された重要な虚偽表示の原因が内部統制の欠陥に起因している場合には、内部統制の有効性に対する監査人の評価に影響を及ぼす。
3. × 結合型監査報告書は財務諸表監査の意見と内部統制報告書監査の意見の双方を含んだ1つの監査報告書として作成されるため、その意味で、財務諸表監査と内部統制報告書監査は、監査報告書の作成まで一体的になされる、と考えるべきである。以下、「監査の一体化」は

個別証拠の段階だけではなく、監査報告書を作成する段階まで維持されることを例で説明することとする。

たとえば、監査人が提示された財務諸表原案にそのままでは限定意見または不適正意見に結びつくような（誤謬による）重要な虚偽表示を発見したと仮定しよう。この場合、監査人は会社にその事実を指摘し、財務諸表の修正を求めることとなる。会社が当該財務諸表を適切に修正すれば、財務諸表監査のレベルでの問題はなくなる。しかし、その一方で、会社の内部統制システムでは上記の重要な虚偽表示記載が防止・発見できなかったという事実はなくならないため、監査人は内部統制に関する監査意見形成にあたっては、会社の内部統制報告書にその旨が正しく記載されているかどうかを検討することが必要となる。

また、内部統制報告書監査において、被監査会社の内部統制に重要な欠陥があると結論づける場合には、たとえば財務諸表監査意見の審査などにおいて、内部統制の重要な欠陥を踏まえた監査手続ができていたかどうかは焦点の1つとなるはずである。また状況によっては、内部統制監査報告書には財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。

このように、財務諸表監査と内部統制監査とは、監査報告書の作成まで相互に影響を及ぼしながら実施されることになる。これが、財務諸表監査と内部統制報告書監査とが一体となって実施されることの実質的意味である、と理解する必要がある。

4. × 「監査の一体化」は、連結財務諸表監査における「連結子会社の範囲」と、内部統制報告書における評価対象としての「事業拠点の範囲」との一致を意味するものではない。
5. ○ 財務諸表監査報告書と内部統制監査報告書とを結合した監査報告書でもよいし、それぞれの監査報告書を独立して作成することも可能である。しかし、原則は「結合型監査報告書」である。『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』における「Ⅲ 財務報告に係る内部統制の監査」「4 監査人の報告」の「(2) 内部統制監査報告書の記載区分」を参照のこと。この「原則」に照らして、解答は○とした。

#### 練習問題 7-1

1. × 四半期連結株主資本等変動計算書は四半期連結財務諸表の範囲には含まれていない。
2. × 四半期連結財務諸表は当該四半期に係る業績についての情報を提供するという「実績主義」に基づいている。
3. × 前段は正しい。四半期レビューの主題は、四半期報告書ではなく、そこに記載される四半期連結財務諸表である。
4. ○ 連結財務諸表監査の枠組みの一環として四半期レビューが実施されるわけであるので、同一の監査人が連結財務諸表監査と四半期連結財務諸表の四半期レビューに従事することとなる。『四半期レビュー基準』の前文「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」の「二 主な内容と考え方」の冒頭に、次のような記述がある。

「本四半期レビュー基準は、金融商品取引法における四半期報告制度の下で開示される四半期財務諸表について、年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う四半期レビューの基準であり、……」

### 練習問題 7-2

1. ○
2. × 四半期レビューにおいても、被監査会社のゴーイング・コンサーン能力の評価は求められている。
3. × 四半期レビューにおいても、書類（議事録や契約書）の閲覧や顧問弁護士への確認（状況によって）は含まれている。現物の実査は要求されていない。
4. × 四半期レビュー報告書の概要区分に記載するところまでは正しい。四半期レビューの主題についての結果は、四半期レビュー報告書の「結論区分」に「四半期連結財務諸表について結論を表明しない旨」を記載する。「意見区分」・「意見を表明しない」ではない。なお、「重要な四半期レビューが実施できなかった理由」および「結論を表明しない理由」は、四半期レビュー報告書の「概要区分」に関連して記載される。

**付記:**本書では、四半期財務諸表について表明される「結論」は、財務諸表について表明される「意見」とは異なる、という立場を採っている。監査人が保証の主題について下した判断であれば、何でも意見であるという、曖昧な理解を防ぐためである。

しかし監査実務においては、「意見」と「結論」との間の峻別はなされておらず、四半期レビュー報告書においても「意見区分」なる考え方が成立することを示唆するような文言も、監査・保証実務委員会報告第 83 号の「VII」の「3. 否定的結論」において示されている。

「当該否定的結論を表明する場合には、四半期財務諸表に対する意見の区分において、否定的結論の表明及び理由を記載し、……」

このような理解が実務家の間でなされるのは、「結論」という用語を四半期レビュー報告書に使用することの問題を十分に見通さず、国際監査基準をそのまま移入された企業会計審議会意見書『四半期レビュー基準』に原因がある。

5. × 四半期レビュー報告書においても、「追記情報」なる考え方は維持されている。被監査会社のゴーイング・コンサーン状況に関する疑義は「追記情報」として記載される。
6. × 問 4 と同じで、「意見区分」・「意見」という考え方は存在しない。「意見区分」ではなく、「結論区分」が正しい。
  - ①は正しい。
  - ②は影響額を特定できない場合には記載しないことが認められており、常に影響額を記載しなければならないという意味であるとすれば、誤り。

③は正しい。

上記①～③は四半期レビュー報告書の「結論区分」に関連づけてされる。

7. × 前期末時点で存在していた（したがって前期財務諸表に開示されている）場合でも、当期中に大きな変化があった場合には、少なくとも当四半期会計期間末から1年間とされる。新たに発生した場合（したがって前期財務諸表には開示されていない）場合も、同様に、少なくとも当四半期会計期間末から1年間とされる。詳細は、『四半期レビュー基準』の前文「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」における「二 主な内容と考え方」の「2 実施基準」「(3) 継続企業の前提についての検討」を参照されたい。

### 練習問題 8-1

1. ○
2. ○
3. × 会社法が監査役監査の主題として認識している取締役の職務は、取締役が株主に対して負っている受託責任のなかで監査役の評価に付すべきものと判断されたものに限定されている。
4. × 取締役の行為差止請求権（会社法第 385 条）は、監査役に与えられている職務ではあるが、監査ではない。
5. × 会計監査人は取締役の不正もしくは法令および定款違反を監査の主題とする行為の監査には従事しないが、監査役（監査役会・監査委員会）が行う行為の監査を補佐するという役割を担う（会社法第 397 条）。

### 練習問題 8-2

- ① × 株主総会による承認を必要とするのは計算書類である。附属明細書は計算書類ではない。
- ② × 会社の種類にかかわらず、会社法における基本財務諸表（基本計算書類）は、（個別）計算書類である。
- ③ × 会計監査人設置会社においても、監査役（監査役会・監査委員会）は事業報告に関して言明の監査に従事している。
- ④ × 監査役設置会社においては、定款でもって、監査役監査の主題を会計的言明（計算書類）の監査に限定することができる。換言すれば「行為の監査」と「事業報告の監査」は除外できるが、「計算書類の監査」は除外できない、ということである。
- ⑤ × 会計監査人設置会社において連結計算書類の作成が義務づけられている場合は、大会社で有価証券報告書提出会社の場合である。
- ⑥ × 取締役会設置会社の場合において、内部統制システムの構築に関する取締役会の決議に

©2009 Yoshihide Toba

財務諸表監査 理論と制度 【発展篇】

国元書房

ついても、監査役会（監査役）による相当性判断が求められている。

- ⑦ × 会計監査人の報告相手先は監査役（監査役会・監査委員会）である。
- ⑧ ○
- ⑨ × 前半は正しい。会社法のもとでの内部統制監査の主題は、内部統制システムの構築に関する取締役会の決議（決定）の内容についてである。したがって、会社法が導入した内部統制監査は厳密に言えば、内部統制システムの構築に関する取締役会の決議（決定）を監査の主題とする「行為の監査」の範疇に入るものである。その意味では、内部統制報告書を監査の主題とする「言明の監査」である金融商品取引法監査とは本質を異にしている。
- ⑩ × 計算書類の監査の場合であれ、監査の主役は監査役であり、会計監査人はその補佐であるという構図は、会計監査人監査導入当時から現在まで、変更されていない。
- ⑪ × 監査役会（監査委員会）に対して求められている内部統制に関する相当性の判断は、内部統制システムの構築に関する取締役会の決議の内容についてである。
- ⑫ × 内部統制の整備状況であれ運用状況であれ、これについて、監査役会監査（監査委員会監査）が意見を表明するという仕組みは会社法にはない。会社法が導入したのは、「取締役の職務の執行の監査」のなかに部分的に取り込まれた内部統制監査であり、内部統制報告書や内部統制システムそのものを監査の主題としたものではない。

#### 練習問題 9-1

- ① × 会計監査人監査は大会社の場合には強制され、当該会社が「公開会社」（株式譲渡非制限会社）であるか否かは問わない。また、定款自治の原則に従い、会社が任意に会計監査人設置会社となることは可能である。
- ② × 計算書類について株主総会での承認が必要とされない「承認特則」には、省令の定めた複数の条件をすべて充たす必要がある。会計監査人が計算書類について「無限定適正意見」を表明することはその1つの条件にすぎない（会社計算規則第163条参照）。なお「事業報告」については、当初から株主総会による承認は不要とされ、報告事項として扱われる。
- ③ × 金融証券取引法の企業内容開示制度適用会社は、基本的には証券市場を利用しようとしている企業、過去において証券市場を利用した企業、そして現在証券市場を利用している企業などを対象とする。会社法上の会計監査人監査が実施されている会社は証券市場との関係ではなく、当該会社が「大会社」であるか否かによって決定される。
- ④ ○
- ⑤ × 取締役会設置会社と監査役会設置会社（監査委員会設置会社）とは必ずしも対応しない。取締役会設置会社でも、監査役会設置会社（監査委員会設置会社）ではなく、監査役を設置すること（監査役設置会社）も可能である。また、会計監査人監査が自動的に義務づけられるのは、当該会社が「大会社」の場合である。

練習問題 9-2

1. × 最初の文は正しいが、その後の文は正しくない。計算書類附属明細書は会計監査人設置会社においては会計監査人の監査の主題であるので、監査役会監査（監査委員会監査）の主題ではない。会計監査人が設置されていない監査役設置会社や監査役会設置会社においては、計算書類附属明細書は監査役会監査の主題（監査委員会監査の主題）ではある。計算書類附属明細書は計算書類のなかに含まれないが、会計監査人監査の主題である。
2. ○
3. × 委員会設置会社の場合には、「取締役の職務の執行に関し」ではなく、「取締役および執行役の職務の執行に関し」となる。それ以外の部分については正しい。
4. ○
5. × ②に「相当であると認める記載がないこと」とあるが、そうではなく「相当でない」と認める記載がないが正しい。その他に、「承認特則規定」が適用されるには、次の2つに該当していなければならない。
  - ・ 監査役会（監査委員会）の監査報告書に、会計監査人の監査の方法または結果を相当でないとした監査役（監査委員）の意見が付記されていないこと。
  - ・ 取締役会設置会社であること。
6. ○
7. ○ 監査役会は、連結計算書類についても会計監査人の監査の相当性について記載した監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に対し通知することが求められている。会社計算規則第160条第1項②（連結計算書類の場合を規定）により、特定監査役は同第156条第1項に基づく監査報告を行うことが定められており、かつ、同156条第1項において、前条（155条）に基づく監査報告を作成すべき旨が定められている。そして、同155条第1項②において会計監査人の監査の方法を相当でないとしたときにはその旨及び理由を記載すべきとしている。連結計算書類についても、会計監査人設置会社の場合には、監査役監査の対象となる。

練習問題 10-1

1. × 現在の日本公認会計士協会の『倫理規則』が採用している考え方は『原則主義』である。『倫理規則』がこの考え方を採用したのは、どのような禁止規定や細目を設けても会員の行為の全域を規制することはできず、具体的な規定から漏れてしまう部分が必ず出てくるからである。原則主義の場合においても、特定の禁止規定があれば、それに基づく行動が会員に求められることになるが、具体的な明示規定がない場合や明示規定があっても複数の解釈を許す余地がある場合には、この基本原則に立ち返って判断することが会員に求められる。
2. × 『倫理規則』は、会員の行為のあり方を、①依頼人との関係、②他の会員との関係のみ

ならず、③協会との関係、そして④社会一般との関係において規制する自律規範である。

3. × 『倫理規則』は個人会員および法人会員に対しても等しく適用される。法人会員に関する排除規定はない。
4. × 問 1 に示した説明を参照されたい。特定の禁止規定があれば、それに従うことが求められる。当該行動や関係が「些細であるかどうか」以下の判断のプロセスは、特定の禁止規定がない場合に会員が踏むべきプロセスを示したものである。

### 練習問題 11-1

1. × 監査業務審査制度ではなく、不適切な（監査）業務や監査業務の失敗があった場合に、公認会計士個人と監査法人を処分するための懲戒処分制度である。無論、自己規制の仕組みとして、監査業務審査制度がまったく位置づけられない、というのではない。
2. × 品質管理システムは『品質管理基準』に準拠して整備されているだけではなく、運用されていることが必要である。「運用されている」という部分が抜けているところが誤り。それ以外の部分は正しい。品質管理基準委員会報告書第 1 号「IX 業務の実施」「4 監査業務に係る審査」①号を参照。
3. × 監査業務に係る審査の担当者を選定して監査業務の審査を実施しても、それによって監査責任者の責任が軽減されることにはならない(品質管理基準委員会報告書第 1 号 66 項)。また、監査業務の審査は、監査責任者による意見形成が適切になされていたかどうかだけでなく、監査計画が適切に策定されているかどうか、監査実施者の行った重要な判断や処理が適切であったかどうかについての客観的な評価を目的とする。品質管理基準委員会報告書第 1 号「IX 業務の実施」「4 監査業務に係る審査」①号を参照。

### 練習問題 12-1

1. ○ 証券取引法監査導入時のわが国の監査環境を考えれば、直ちに「言明の監査」としての財務諸表監査を実施することは不可能であった。
2. × 業務改善命令は、カネボウ事件前にも、関係監査法人に下されている。また、業務停止命令については、その第 1 号はフットワークエクスプレスの当時の監査人であった瑞徳監査法人（2002 年 10 月 15 日：1 年間の業務停止）である。
3. ○
4. × 金融商品取引法監査に限定されるものではなく、公認会計士法第 2 条に規定されている業務に従事している公認会計士・監査法人である。無論、その中心は公認会計士法第 2 条第 1 項業務である。
5. × 上記の問 3 と問 4 の答えと関連する。現行法のもとでは、告発の対象は公認会計士個人

であり，法人ではない。